

■議員提出議案

(3月19日提出)

- 発議第1号 青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例案  
(3月19日原案可決・満場一致)
- 発議第2号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備を求める意見書案  
(3月19日原案可決・満場一致)
- 発議第3号 ワーク・ライフバランス支援の強化、日雇派遣など労働法制改正を求める意見書案  
(3月19日原案可決・満場一致)
- 発議第4号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書案 (3月19日原案可決・満場一致)
- 発議第5号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書案  
(3月19日原案可決・満場一致)
- 発議第6号 朝鮮民主主義人民共和国の試験通信衛星の発射中止を求める意見書案  
(3月19日原案可決・満場一致)
-

## 青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例案

(発議第1号・原案可決)

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十九年五月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年四月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十三年四月二十九日までの間に在職する青森県議会議員について適用する。

## 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備を求める意見書案

(発議第2号・原案可決)

近年、輸入冷凍餃子への毒物混入事件、こんにゃくゼリーによる窒息死事故や一連の食品偽装表示事件、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故、英会話教室NOVA事件、事故米の不正転売問題など、数多くの分野での消費者被害が次々と発生ないし顕在化した。さらに、多重債務問題、投資詐欺商法、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にある。

消費生活センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる相談機関であって、全国の消費生活センターに寄せられた相談件数は、1995（平成7）年度が約27万件であったものが、2006（平成18）年度は約110万件に達し、約4倍に増大している。

しかるに、地方消費者行政の現状をみると、地方自治体の消費生活センターは、法律上の位置付けもなく、地方財政が逼迫する中、十分な相談体制や拡大する消費者被害に対応できない状況になっている。

真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠である。政府の消費者行政推進会議の最終取りまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実効あらしめるため地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要である等を提言している。

よって、国においては、消費者主役の消費者行政を実現するため、以下のような施策ないし措置を講じるよう強く要望する。

### 記

1. 消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言・あっせん等により解決されるよう、消費生活センターの権限を法的に位置付けること。
2. 消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築すること等、必要な法制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

青森県議会

## ワーク・ライフバランス支援の強化、日雇派遣など労働法制改正を求める意見書案

(発議第3号・原案可決)

バブル経済崩壊以降、わが国の雇用形態は大きく変化してきました。多様な働き方ができる社会になった半面、国際競争力維持のために雇用規制を緩和した結果、正規雇用と一時的な雇用の間で、賃金、待遇など格差が広がっています。いま必要とされていることは、雇用確保と併せてより良い労働環境の整備です。

特に長時間労働の抑制は喫緊の課題の一つです。厚生労働省の集計によると、子育て期にあたる30代男性の約4人に1人が週60時間以上の長時間労働（月80時間を超える残業）をしています。また、男性が家事や育児にかける時間は他の先進国と比較して最低レベルです。こうしたことが、「結婚できない」「子どもを産めない」「女性の子育てへの負担が大きい」ことに結びついているとの指摘があり、少子化を助長する一因ともなっています。

また、日雇派遣は労働者の保護、雇用の安定、職業能力の向上の観点から見て問題が多過ぎます。誰もが将来への希望を持って働くことができる社会の実現をめざすため、政府におかれては、以下の点について特段の取り組みを行うよう強く要望します。

### 記

- 1 ワーク・ライフバランスの実現に向けて支援強化を図ること。
- 2 日雇派遣の原則禁止などを盛り込んだ派遣法改正案を早期成立させ派遣労働者の保護を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成21年3月19日

青 森 県 議 会

## 「緑の社会」への構造改革を求める意見書案

(発議第4号・原案可決)

100年に一度といわれる経済危機の打開策として、各国政府は今、環境・エネルギー分野への巨額の集中投資と、それによる雇用創出をめざす、いわゆる「グリーン・ニューディール」を選択し始めています。米国のオバマ大統領が提唱し、ドイツ、イギリス、韓国なども矢継ぎ早に独自策を打ち出しました。世界同時不況の様相を呈するなかで、各国は経済危機を脱する道として「環境」を選んだといえます。

こうした世界的な動きの中で、日本政府も環境分野を経済成長のけん引役とする「日本版グリーン・ニューディール」をまとめる方針を固め、具体化に着手しました。

我が国は環境分野で最先端の技術を持っており、それを活かすことで大きな経済効果や雇用創出が期待されています。また、環境保全と経済発展を結びつけ両立させることは、持続可能な社会を構築していく上でも極めて重要です。

経済危機の今こそ、「緑の社会」へと大転換するチャンスととらえ、「日本版グリーン・ニューディール」を推進すべきです。そして、我が国が諸外国に先駆けて不況を克服し、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会のモデルとなるような社会を示すべきと考えます。

よって、政府におかれては、環境分野へ大胆に投資し、需要を喚起することで産業を振興し雇用創出するなど、下記の項目を実現するよう要望いたします。

### 記

一、日本の誇る環境技術を駆使して環境産業の活性化を促すこと。そのために3年間で10兆円規模の投資を行い、今後5年間で100兆円の市場規模、200万人超の雇用を実現すること。

一、2020年には、太陽光発電などの再生可能エネルギーの1次エネルギー構成率20%を目指す。特に太陽光発電については2020年までに10倍とする政府の導入量目標の倍増を検討し、例えば全小中学校への設置など大胆な取り組みをすること。

一、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド車など次世代自動車の普及を急ぎ、5年後に100万台、2020年に新車販売の70%超を目指すとともに、温室効果ガス排出削減に資する観点から公共交通機関の活性化に対する支援を大幅に拡充すること。

一、省エネ住宅・ビル等の建設を大規模に促進するとともに、環境モデル都市の対象都市を拡大するなど、さらなる国の支援を拡充すること。

一、森林吸収量の目標として掲げる温室効果ガス排出削減3.8%の実現に向けて、林業と建設業の協働も行いつつ間伐・植林などの森林整備を進めること。さらに、これらにより林業、造園・建設業など関連業種で新たな雇用を創出すること。

一、バイオ燃料事業を拡大強化し、その利活用によって地域の特性を生かした活性化を図り、バイオマスタウン300地区を早期に実現すること。

一、エコ・ポイント事業（温暖化対策行動等に対してポイントを発行するもの）を拡充させるなど、国民生活部門における温室効果ガス排出削減のための活動を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年3月19日

青森県議会

## 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書案

（発議第5号・原案可決）

現在、世界的規模で経済をはじめあらゆる分野が転換期を迎えており、それらの構造的な再編と価値の見直しに直面をしています。それは戦後60年余を経過して生業（なりわい）つまり暮らし方や働き方など、社会全体が大きく変化を迫られている日本においても同様です。中でも急速な少子・高齢化社会の到来は、先進諸国に例を見ない多くの課題を社会に投げかけ、またそれにより年金・医療・福祉はもちろんのこと労働環境にも深刻な影響を与えています。

このような中、「地域の問題は、自ら地域で解決しよう」とNPOや、ボランティア団体、協同組合、自治会など様々な非営利団体が、住みやすい地域社会の実現を目指し活動しています。この一つである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けていて、大変注目を集めています。

この「協同労働の協同組合」は、その構成員が全てに渡り当事者として出資・経営・労働するという組織であり、様々な形で10万人以上が携わってきた30年という長い歴史を持っています。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約できない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10,000を越える団体がこの法制度化に賛同し、また国会でも160名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化への検討が始まっています。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す「協同労働の協同組合」は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものです。

よって、国においては、社会の実情をふまえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢化社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月19日

青森県議会

## 朝鮮民主主義人民共和国の試験通信衛星の発射中止を求める意見書案

(発議第6号・原案可決)

朝鮮民主主義人民共和国(以下、「北朝鮮」という。)は、4月4日から8日までの間に試験通信衛星を発射するとし、日本海及び太平洋の一部に危険区域を設定した。当該区域は我が国を初め多くの漁業者が日夜漁業活動に励んでいる箇所であり、また、海路や空路の要衝である。

今回の北朝鮮の行為は漁船の安全操業を脅かし、漁業関係者を不安に陥れるとともに、国際的物流を阻害し、世界経済に脅威を与えるものである。

たとえ、北朝鮮が、国際的ルールに則った手続きにより、関係機関へ通報したものとしても、政府も主張しているとおおり、このことは北朝鮮の弾道ミサイル計画に関連する全ての活動の停止を求めている国連安全保障理事会の決議に違反することは明白である。

今回の北朝鮮の行動は、国際社会の平和を大きく損なうものであり、衛星が発射された場合、県民及び国民の生命や財産に重大な被害を及ぼすことが危惧される。

よって、国におかれては、関係各国とも連携の上、北朝鮮に対して毅然とした態度で発射中止を求めるとともに、国民の生命・財産を守るため、万全の措置を講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

青森県議会